

普通株式

1	発行者	三菱東京 UFJ 銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	普通株式等 Tier1
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	普通株式等 Tier1
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱東京 UFJ 銀行
7	銘柄、名称又は種類	普通株式
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	93,558 億円
	単体自己資本比率	81,837 億円
9	額面総額	—
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	株主資本
	単体貸借対照表	株主資本
11	発行日	—
12	償還期限の有無	無
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	—
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	—
18	配当率又は利率	—
19	配当等停止条項の有無	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	完全裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無

(次ページへ続く)

23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	無
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	優先株式 (第一回第二種優先株式、 第一回第四種優先株式、 第一回第六種優先株式、 第一回第七種優先株式)
36	非充足資本要件の有無	無
37	非充足資本要件の内容	—
38	その他の特約等	当行普通株式は全て三菱UFJフィナンシャル・グループが所有しております。

第一回第二種優先株式

1	発行者	三菱東京 UFJ 銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他 Tier1
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	(不算入)
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱東京 UFJ 銀行
7	銘柄、名称又は種類	第一回第二種優先株式
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	— (「38. その他の特約等」ご参照)
	単体自己資本比率	— (同上)
9	額面総額	—
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	株主資本
	単体貸借対照表	株主資本
11	発行日	2005年2月21日
12	償還期限の有無	無
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	—
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定
18	配当率又は利率	1株につき、年60円
19	配当等停止条項の有無	有
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	完全裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無

(次ページへ続く)

23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	無
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	劣後債務 (なお、期限付劣後債務とバーゼルⅡ適格の永久劣後債務が並存する場合には、当該永久劣後債務が本項における最も劣後の内容を有する資本調達手段となる。)
36	非充足資本要件の有無	有
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項
38	その他の特約等	本優先株式は全て自己株式として 当行自身が保有しております。

第一回第四種優先株式

1	発行者	三菱東京 UFJ 銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他 Tier1
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	(不算入)
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱東京 UFJ 銀行
7	銘柄、名称又は種類	第一回第四種優先株式
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	— (「38. その他の特約等」ご参照)
	単体自己資本比率	— (同上)
9	額面総額	—
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	株主資本
	単体貸借対照表	株主資本
11	発行日	2006年1月4日
12	償還期限の有無	無
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	—
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定
18	配当率又は利率	1株につき、年18円60銭
19	配当等停止条項の有無	有
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	完全裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無

(次ページへ続く)

23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	無
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	劣後債務 (なお、期限付劣後債務とバーゼルⅡ適格の永久劣後債務が並存する場合には、当該永久劣後債務が本項における最も劣後的内容を有する資本調達手段となる。)
36	非充足資本要件の有無	有
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項
38	その他の特約等	本優先株式は全て自己株式として当行自身が保有しております。

第一回第六種優先株式

1	発行者	三菱東京 UFJ 銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他 Tier1
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	(不算入)
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱東京 UFJ 銀行
7	銘柄、名称又は種類	第一回第六種優先株式
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	— (「38. その他の特約等」ご参照)
	単体自己資本比率	— (同上)
9	額面総額	—
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	株主資本
	単体貸借対照表	株主資本
11	発行日	2007年11月12日
12	償還期限の有無	無
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	—
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定
18	配当率又は利率	1株につき、年210円90銭
19	配当等停止条項の有無	有
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	完全裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無

(次ページへ続く)

23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	無
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	劣後債務 (なお、期限付劣後債務とバーゼルⅡ適格の永久劣後債務が並存する場合には、当該永久劣後債務が本項における最も劣後的内容を有する資本調達手段となる。)
36	非充足資本要件の有無	有
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項
38	その他の特約等	本優先株式は全て自己株式として当行自身が保有しております。

第一回第七種優先株式

1	発行者	三菱東京 UFJ 銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他 Tier1
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	(不算入)
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱東京 UFJ 銀行
7	銘柄、名称又は種類	第一回第七種優先株式
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	— (「38. その他の特約等」ご参照)
	単体自己資本比率	— (同上)
9	額面総額	—
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	株主資本
	単体貸借対照表	株主資本
11	発行日	2008年10月31日
12	償還期限の有無	無
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	—
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定
18	配当率又は利率	1株につき、年115円
19	配当等停止条項の有無	有
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	完全裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無

(次ページへ続く)

23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	無
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	劣後債務 (なお、期限付劣後債務とバーゼルⅡ適格の永久劣後債務が並存する場合には、当該永久劣後債務が本項における最も劣後的内容を有する資本調達手段となる。)
36	非充足資本要件の有無	有
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項
38	その他の特約等	本優先株式は全て自己株式として 当行自身が保有しております。

項目番号 8「自己資本に係る基礎項目の額に算入された額」の数値は、平成 24 年 3 月 30 日公布金融庁告示第 28 号（「銀行法第 14 条の 2 に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件」）の附則第 3 条に定める経過措置による算入制限を反映しておりません。同経過措置については、ウェブページに別添の『「自己資本に係る基礎項目の額に算入された額」に関する注記』をご参照下さい。

非支配株主持分

1	発行者	Bank of Ayudhya Public Company 他
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法 他
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	普通株式等 Tier1 他
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	普通株式等 Tier1 他
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱 UFJ フィナンシャル・グループ 三菱東京 UFJ 銀行
7	銘柄、名称又は種類	普通株式 等
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	2,428 億円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	—
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	非支配株主持分
	単体貸借対照表	—
11	発行日	—
12	償還期限の有無	無
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	—
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	—
18	配当率又は利率	—
19	配当等停止条項の有無	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	完全裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無

(次ページへ続く)

23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	無
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	優先株式 他
36	非充足資本要件の有無	無
37	非充足資本要件の内容	—
38	その他の特約等	特記事項なし

本ファイルでは、当行が親会社である三菱 UFJ フィナンシャル・グループ（以下「MUFG」）より借入を行った永久劣後ローンに関する契約内容を記載しております。

なお、本永久劣後ローン（任意弁済条項有、元本回復特約無）には、本ファイル末尾の『MUFG との永久劣後ローン契約条項概要』（元本回復特約無）と同旨の特約が、MUFG との間で締結した金銭消費貸借契約に定められており、また、本永久劣後ローン（任意弁済条項有、元本回復特約有）には、本ファイル末尾の『MUFG との永久劣後ローン契約条項概要』（元本回復特約有）と同旨の特約が、MUFG との間で締結した金銭消費貸借契約に定められておりますので、あわせてご参照下さい。

MUFG からの永久劣後ローン（任意弁済条項有、元本回復特約無）

1	発行者	三菱東京 UFJ 銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他 Tier1
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他 Tier1
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱東京 UFJ 銀行
7	銘柄、名称又は種類	三菱 UFJ フィナンシャル・グループからの永久劣後ローン借入
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	1,000 億円
	単体自己資本比率	1,000 億円
9	額面総額 (本類型に分類される取引の総額)	1,000 億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	—
12	償還期限の有無	無
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	有
15	初回償還可能日及びその償還金額	— (弁済金額については、元利金免除特約に従う。)
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由又は資本事由(資本適格事由)の場合、当局の事前確認を受けた上で、元本全額弁済可能。(ただし、元利金免除特約に従う。)
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	初回弁済可能日以降に到来するいずれかの利払日
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定から変動
18	配当率又は利率(同種取引の加重平均利率で、小数点第三位以下は四捨五入)	固定金利部分 : 2.70% 変動金利部分 : 6 ヶ月ユーロ円 LIBOR+2.40%
19	配当等停止条項の有無	有
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	完全裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無

(次ページへ続く)

23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	有
31	元本の削減が生じる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・借入人が報告または公表する連結普通株式等 Tier1 比率または単体普通株式等 Tier1 比率が 5.125% を下回った場合 ・①内閣総理大臣が、借入人について、第二号措置または第三号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合および②内閣総理大臣が、借入人について、特定第二号措置を講ずる必要がある旨の特定認定を行った場合 ・借入人につき破産手続開始の決定等がなされた場合
32	元本の削減が生じる範囲	全部削減または一部削減
33	元本回復特約の有無	無
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	劣後債務（本永久劣後ローン及び本永久劣後ローンと実質的に同順位の劣後債務を除く。）
36	非充足資本要件の有無	無
37	非充足資本要件の内容	—
38	その他の特約等	「利息」、「劣後特約」、「元利金免除特約」、「無担保契約」および「期限の利益喪失の禁止」： 本ファイル末尾の『MUFG との永久劣後ローン契約条項概要』（元本回復特約無）をご参照下さい。

MUFG からの永久劣後ローン（任意弁済条項有、元本回復特約有）

1	発行者	三菱東京 UFJ 銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他 Tier1
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他 Tier1
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱東京 UFJ 銀行
7	銘柄、名称又は種類	三菱 UFJ フィナンシャル・グループからの永久劣後ローン借入
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	7,100 億円
	単体自己資本比率	7,100 億円
9	額面総額 (本類型に分類される取引の総額)	7,100 億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	—
12	償還期限の有無	無
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	有
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由又は資本事由(資本適格事由)の場合、当局の事前確認を受けた上で、元本全額弁済可能。(ただし、債務免除特約および元本回復特約に従う。)
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	初回弁済可能日以降に到来するいずれかの利払日
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定から変動
18	配当率又は利率(同種取引の加重平均利率で、小数点第三位以下は四捨五入)	固定金利部分 : 1.74% 変動金利部分 : 6 ヶ月ユーロ円 LIBOR+1.59%
19	配当等停止条項の有無	有
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	完全裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無

(次ページへ続く)

23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	有
31	元本の削減が生じる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・借入人が報告または公表する連結普通株式等 Tier1 比率または単体普通株式等 Tier1 比率が 5.125% を下回った場合 ・①内閣総理大臣が、借入人について、第二号措置または第三号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合および②内閣総理大臣が、借入人について、特定第二号措置を講ずる必要がある旨の特定認定を行った場合 ・借入人につき破産手続開始の決定等がなされた場合
32	元本の削減が生じる範囲	全部削減または一部削減
33	元本回復特約の有無	有
34	その概要	元本回復事由が生じた場合、借入人が金融庁その他の監督当局と協議のうえ決定する額について、支払義務の免除の効力は将来に向かって消滅する
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	劣後債務（本永久劣後ローンおよび本永久劣後ローンと実質的に同順位の劣後債務を除く。）
36	非充足資本要件の有無	無
37	非充足資本要件の内容	—
38	その他の特約等	「利息」、「劣後特約」、「債務免除特約」、「元本回復特約」、「無担保契約」および「期限の利益喪失の禁止」：本ファイル末尾の『MUFG との永久劣後ローン契約条項概要』（元本回復特約有）をご参照下さい。

『MUFG との永久劣後ローン契約条項概要』（元本回復特約無）

（注記：以下において、**借入人**とは金銭消費貸借契約書上の債務者たる当行を、**貸付人**とは同契約書上の債権者たる三菱UFJ フィナンシャル・グループをいいます。）

（利息）

- （4） 本条の他の規定にかかわらず、**借入人**は、本契約に基づく貸付の利息の支払を行わないことが必要であると**その完全な裁量により判断する場合には**、各利息支払期日において、当該利息支払期日に支払うべき本契約に基づく当該貸付の利息の全部または一部の支払を行わないことができる。
- （5） 本条の他の規定にかかわらず、**借入人**が各利息支払期日に支払うべき本契約に基づく貸付の利息の金額は、**利払可能額を限度とするものとし（かかる制限を以下、「利払可能額制限」という。）**、**借入人**は、当該利息支払期日に支払うべき本契約に基づく当該貸付の利息のうち当該利払可能額を超える金額について、本契約に基づく当該貸付の利息の支払を行わない。
- （6） 前二項に基づき利息支払期日に支払われなかった本契約に基づく貸付の利息は繰り延べられず、当該利息支払期日において、**借入人**の本契約に基づく当該貸付の当該利息の支払義務の効力は将来に向かって消滅するものとする。
- （7） **借入人**は、本条第4項または第5項に基づき利息支払期日に支払うべき本契約に基づく貸付の利息の全部または一部の支払を行わない場合、第4項の場合については**借入人**が支払を行わないこととした本契約に基づく当該貸付の利息の金額、第5項の場合については**利払可能額制限が生じた旨および利払可能額、当該利息支払期日ならびに借入人が第4項または第5項に従い当該利息支払期日において本契約に基づく当該貸付の利息の全部または一部の支払を行わず、その支払義務の効力は将来に向かって消滅することを、すみやかに貸付人に通知する。**
- （8） 本契約に反する支払
本条に基づき利息支払期日に支払を行わないものとされた本契約に基づく貸付の利息の全部または一部が**貸付人**に対して支払われた場合には、その支払は無効とし、**貸付人**はその受領した利息を直ちに**借入人**に対して返還するものとする。
- （9） 相殺禁止
本条に基づき利息支払期日に支払を行わないものとされた本契約に基づく貸付の利息の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。
- （10） 本契約に基づく貸付の利息の支払については、本条のほか、本契約に定める任意弁済、弁済の条件および劣後特約、ならびに元利金免除特約の規定に従う。

（弁済の条件および劣後特約）

- （1） **借入人**は、清算事由が生じ、かつ継続している場合、本条および元利金免除特約の規定に従い、本契約に基づく貸付の元利金（ただし、清算事由が生じた日までに弁済期限が到来したものを除く。以下本条において同じ。）を支払うものとする。この場合において、本契約に基づく貸付の元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生するものとし、本契約に基づく貸付の元利金の支払は、当該貸付の元利金に係る債権に関する清算時支払可能額を限度として行われるものとする。

（停止条件）

当該清算事由に係る清算手続において、会社法の規定に従って、**借入人**の株主に残余財産を分配する前までに弁済その他の方法で満足を受けるべき全ての優先債権（(i)本契約に基づく全ての貸付の元利金に係る債権および(ii)本契約に基づく全ての貸付に係る元利金に係る債権と清算手続における弁済順位について実質的に同じ条件の債権またはこれに劣後する条件の債権を除く、全ての債権（期限付劣後債務に係る債権、その他自己資本比率規制上の自己資本比率基準に基づき**借入人**の Tier2 資本に係る基礎項目として扱われる劣後債務（自己資本比率規制における適格旧 Tier2 資本調達手段に該当するものを含む。）に係る債権を含む。）をいう。）が、その全額につき弁済その他の方法で満足を受けたこと。

- (2) 優先債権者に対する不利益変更の制限
本契約の各条項は、いかなる意味においても優先債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更してはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。
- (3) 優先債権者
本条において優先債権者とは、借入人に対し、優先債権を有する全ての者をいう。
- (4) 本契約に反する支払
本契約に基づく貸付の元利金の支払請求権の効力が、本条第1項に従って発生していないにもかかわらず、その元利金の全部または一部が貸付人に対して支払われた場合には、その支払は無効とし、貸付人はその受領した元利金を直ちに借入人に対して返還するものとする。
- (5) 相殺禁止
本契約に基づく貸付の元利金の支払請求権の効力が、本条第1項に従ってそれぞれ定められた条件が成就したときに発生するものとされる場合、当該条件が成就するまでの間は、本契約に基づく貸付の元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。
- (6) 借入人の清算手続における本契約に基づく貸付の元利金に係る債務の支払は、本契約に基づく借入人の債務を含む借入人の全ての債務を弁済した後でなければ残余財産を借入人の株主に分配することができないことを定める会社法第502条に従って行われるものとする。

(元利金免除特約)

- (1) 借入人について元利金免除事由が生じた場合、本契約の他の規定にかかわらず、以下の規定に従い、借入人は本契約に基づく貸付の元利金の全部または一部の支払義務を免除されるものとする。
- ① 損失吸収事由の場合
借入人について損失吸収事由が生じた場合、当該損失吸収事由が生じた時点から債務免除日までの期間中、本契約に基づく貸付の元本（当該損失吸収事由が生じた時点以前における損失吸収事由の発生により、当該時点において本号に基づき免除されている支払義務に係る金額を除く。以下本号において同じ。）のうち当該貸付に係る所要損失吸収額に相当する金額および本契約に基づく当該貸付の利息のうち当該金額の元本に応じた利息について、本契約に基づく当該貸付の元利金（ただし、損失吸収事由が生じた日までに弁済期限が到来したものを除く。以下本号において同じ。）の支払請求権の効力は停止し、本契約に基づく当該貸付の元利金の弁済期日は到来しないものとし、債務免除日において、借入人は、本契約に基づく当該貸付の元本のうち当該貸付に係る所要損失吸収額に相当する金額および本契約に基づく当該貸付の利息のうち当該金額の元本に応じた利息について、本契約に基づく当該貸付の元利金の支払義務を免除されるものとする。なお、損失吸収事由が生じる毎に、本号に基づき本契約に基づく貸付の元利金の支払義務は免除されるものとする。
- ② 実質破綻事由の場合
借入人について実質破綻事由が生じた場合、債務免除日において、借入人は本契約に基づく全ての貸付の元利金（ただし、実質破綻事由が生じた日までに弁済期限が到来したものを除く。）の支払義務を免除されるものとする。
- ③ 倒産手続開始事由の場合
借入人について倒産手続開始事由が生じた場合、倒産手続開始事由が生じた時点において、借入人は本契約に基づく全ての貸付の元利金（ただし、倒産手続開始事由が生じた日までに弁済期限が到来したものを除く。）の支払義務を免除されるものとする。
- (2) 元利金免除事由が生じた場合、借入人はその旨（本条第1項第1号の場合においては、本契約に基づく貸付に係る所要損失吸収額、債務免除日および当該債務免除日後の当該貸付に係る免除後元本額を含む。）、および借入人が本条に従い本契約に基づく貸付の元利金（ただし、損失吸収事由、実質破綻事由または倒産手続開始事由が生じた日までに弁済期限が到来したものを除く。以下本条において同じ。）の全部または一部の支払義務を免除

されたこと、または免除されることを、すみやかに「貸付人」に通知する。

- (3) 本契約に反する支払
元利金免除事由が生じた後、本契約に基づく貸付の元利金（本条第1項第1号の場合においては、同号に基づき免除された支払義務に係る本契約に基づく貸付の元利金部分に限る。）の全部または一部が「貸付人」に対して支払われた場合には、その支払は無効とし、「貸付人」はその受領した元利金を直ちに「借入人」に対して返還するものとする。
- (4) 相殺禁止
元利金免除事由が生じた場合、本契約に基づく貸付の元利金（本条第1項第1号の場合においては、同号に基づき免除された支払義務に係る本契約に基づく貸付の元利金部分に限る。）の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

(無担保契約)

本債務は無担保とし、本契約締結日以降においても、形態の如何にかかわらず、本債務の弁済を担保するための担保権を設定することはできない。

(期限の利益喪失の禁止)

「貸付人」は本契約に基づく貸付の元利金の支払につき、「借入人」の期限の利益を喪失させることはできない。

『MUFG との永久劣後ローン契約条項概要』（元本回復特約有）

（注記：以下において、**借入人**とは金銭消費貸借契約書上の債務者たる当行を、**貸付人**とは同契約書上の債権者たる三菱UFJ フィナンシャル・グループをいいます。）

（利息）

- （5） 本条の他の規定にかかわらず、**借入人**は、本契約に基づく貸付の利息の支払を行わないことが必要であるとその完全な裁量により判断する場合には、各利息支払期日において、当該利息支払期日に支払うべき本契約に基づく当該貸付の利息の全部または一部の支払を行わないことができる。
- （6） 本条の他の規定にかかわらず、**借入人**が各利息支払期日に支払うべき本契約に基づく貸付の利息の金額は、利払可能額を限度とするものとし（かかる制限を以下、「利払可能額制限」という。）、**借入人**は、当該利息支払期日に支払うべき本契約に基づく当該貸付の利息のうち当該利払可能額を超える金額について、本契約に基づく当該貸付の利息の支払を行わない。
- （7） 前二項に基づき利息支払期日に支払われなかった本契約に基づく貸付の利息は繰り延べられず、当該利息支払期日において、**借入人**の本契約に基づく当該貸付の当該利息の支払義務の効力は将来に向かって消滅するものとする。
- （8） **借入人**は、本条第5項または第6項に基づき利息支払期日に支払うべき本契約に基づく貸付の利息の全部または一部の支払を行わない場合、第5項の場合については**借入人**が支払を行わないこととした本契約に基づく当該貸付の利息の金額、第6項の場合については利払可能額制限が生じた旨および利払可能額、当該利息支払期日ならびに**借入人**が第5項または第6項に従い当該利息支払期日において本契約に基づく当該貸付の利息の全部または一部の支払を行わず、その支払義務の効力は将来に向かって消滅することを、すみやかに**貸付人**に通知する。
- （9） 本契約に反する支払
本条に基づき利息支払期日に支払を行わないものとされた本契約に基づく貸付の利息の全部または一部が**貸付人**に対して支払われた場合には、その支払は無効とし、**貸付人**はその受領した利息を直ちに**借入人**に対して返還するものとする。
- （10） 相殺禁止
本条に基づき利息支払期日に支払を行わないものとされた本契約に基づく貸付の利息の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。
- （11） 本契約に基づく貸付の利息の支払については、本条のほか、本契約に定める任意弁済、弁済の条件および劣後特約、債務免除特約ならびに元本回復特約の規定に従う。

（弁済の条件および劣後特約）

- （1） **借入人**は、清算事由が生じ、かつ継続している場合、本条、債務免除特約および元本回復特約の規定に従い、本契約に基づく貸付の元利金（ただし、清算事由が生じた日までに弁済期限が到来したものを除く。以下本条において同じ。）を支払うものとする。この場合において、本契約に基づく貸付の元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生するものとし、本契約に基づく貸付の元利金の支払は、当該貸付の元利金に係る債権に関する清算時支払可能額を限度として行われるものとする。

（停止条件）

当該清算事由に係る清算手続において、会社法の規定に従って、**借入人**の株主に残余財産を分配する前までに弁済その他の方法で満足を受けるべき全ての優先債権（(i)本契約に基づく全ての貸付の元利金に係る債権および(ii)本契約に基づく全ての貸付に係る元利金に係る債権と清算手続における弁済順位について実質的に同じ条件の債権またはこれに劣後する条件の債権を除く、全ての債権（期限付劣後債務に係る債権、その他自己資本比率規制に基づき**借入人**の Tier2 資本に係る基礎項目として扱われる劣後債務（自己資本比率規制における適格旧 Tier2 資本調達手段に該当するものを含む。）に係る債権を含む。）をいう。）が、その全額につき弁済その他の方法で満足を受けたこと。

- (2) 優先債権者に対する不利益変更の制限
本契約の各条項は、いかなる意味においても優先債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更してはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。
- (3) 優先債権者
本条において優先債権者とは、借入人に対し、優先債権を有する全ての者をいう。
- (4) 本契約に反する支払
本契約に基づく貸付の元利金の支払請求権の効力が、本条第1項に従って発生していないにもかかわらず、その元利金の全部または一部が貸付人に対して支払われた場合には、その支払は無効とし、貸付人はその受領した元利金を直ちに借入人に対して返還するものとする。
- (5) 相殺禁止
本契約に基づく貸付の元利金の支払請求権の効力が、本条第1項に従ってそれぞれ定められた条件が成就したときに発生するものとされる場合、当該条件が成就するまでの間は、本契約に基づく貸付の元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。
- (6) 借入人の清算手続における本契約に基づく貸付の元利金に係る債務の支払は、本契約に基づく借入人の債務を含む借入人の全ての債務を弁済した後でなければ残余財産を借入人の株主に分配することができないことを定める会社法第502条に従って行われるものとする。

(債務免除特約)

- (1) 借入人について債務免除事由が生じた場合、本契約の他の規定にかかわらず、以下の規定に従い、借入人は本契約に基づく貸付の元利金の全部または一部の支払義務を免除されるものとする。
- ① 損失吸収事由の場合
借入人について損失吸収事由が生じた場合、当該損失吸収事由が生じた時点から債務免除日までの期間中、本契約に基づく貸付の元本（当該損失吸収事由が生じた時点以前における損失吸収事由の発生により、当該時点において本号に基づき免除されている支払義務に係る金額（元本回復特約に基づき当該免除の効力が消滅している支払義務に係る金額を除く。）を除く。以下本号において同じ。）のうち当該貸付に係る所要損失吸収額に相当する金額および本契約に基づく当該貸付の利息のうち当該金額の元本に応じた利息について、本契約に基づく当該貸付の元利金（ただし、損失吸収事由が生じた日までに弁済期限が到来したものを除く。以下本号において同じ。）の支払請求権の効力は停止し、本契約に基づく当該貸付の元利金の弁済期日は到来しないものとし、債務免除日において、借入人は、本契約に基づく当該貸付の元本のうち当該貸付に係る所要損失吸収額に相当する金額および本契約に基づく当該貸付の利息のうち当該金額の元本に応じた利息について、本契約に基づく当該貸付の元利金の支払義務を免除されるものとする。なお、損失吸収事由が生じる毎に、本号に基づき本契約に基づく貸付の元利金の支払義務は免除されるものとする。
- ② 実質破綻事由の場合
借入人について実質破綻事由が生じた場合、債務免除日において、借入人は本契約に基づく全ての貸付の元利金（ただし、実質破綻事由が生じた日までに弁済期限が到来したものを除く。）の支払義務を免除されるものとする。
- ③ 倒産手続開始事由の場合
借入人について倒産手続開始事由が生じた場合、倒産手続開始事由が生じた時点において、借入人は本契約に基づく全ての貸付の元利金（ただし、倒産手続開始事由が生じた日までに弁済期限が到来したものを除く。）の支払義務を免除されるものとする。
- (2) 債務免除事由が生じた場合、借入人はその旨（本条第1項第1号の場合においては、本契約に基づく貸付に係る所要損失吸収額、債務免除日および当該債務免除日後の当該貸付に係る免除後元本額を含む。）、および借入人が本条に従い本契約に基づく貸付の元利金（ただし、損失吸収事由、実質破綻事由または倒産手続開始事由が生じた日までに弁済期限が

到来したものを除く。以下本条において同じ。)の全部または一部の支払義務を免除されたこと、または免除されることを、すみやかに「貸付人」に通知する。

- (3) 本契約に反する支払
債務免除事由が生じた後、本契約に基づく貸付の元利金(本条第1項第1号の場合においては、同号に基づき免除された支払義務に係る本契約に基づく貸付の元利金部分に限る。)の全部または一部が「貸付人」に対して支払われた場合には、その支払は無効とし、「貸付人」はその受領した元利金を直ちに「借入人」に対して返還するものとする。
- (4) 相殺禁止
債務免除事由が生じた場合、本契約に基づく貸付の元利金(本条第1項第1号の場合においては、同号に基づき免除された支払義務に係る本契約に基づく貸付の元利金部分に限る。)の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

(元本回復特約)

- (1) 損失吸収事由の発生により債務免除特約第1項第1号に基づき本契約に基づく貸付の元本の全部または一部の支払義務が免除され、かつ、当該免除の効力がその全部または一部について消滅していない場合において、元本回復事由が発生した場合、銀行法その他適用ある法令および自己資本比率規制に従い、元本回復事由が発生した日において債務免除特約第1項第1号に基づき支払義務を免除されている本契約に基づく当該貸付の元本の額(当該元本回復事由の発生した日において、本条に基づき当該免除の効力が消滅している支払義務に係る金額を除く。以下本項において同じ。)のうち、元本回復額に相当する金額について、元本回復日に、本契約に基づく当該貸付の元本の支払義務の免除の効力は将来に向かって消滅するものとする。なお、元本回復事由が生じる毎に、本項に基づき本契約に基づく貸付の元本の支払義務の免除の効力は将来に向かって消滅するものとする。
- (2) 前項の規定にかかわらず、元本弁済期日後、および実質破綻事由または倒産手続開始事由が発生した後は、元本回復事由は生じないものとする。
- (3) 元本回復事由が発生した場合、「借入人」はその旨、本契約に基づく貸付に係る元本回復額、元本回復日、元本回復日後の当該貸付に係る免除後元本額、および「借入人」が本条に基づき本契約に基づく貸付の元本の全部または一部の支払義務の免除の効力がその全部または一部について将来に向かって失われることを、当該元本回復日の10営業日前までに「貸付人」に通知する。

(無担保契約)

本債務は無担保とし、本契約締結日以降においても、形態の如何にかかわらず、本債務の弁済を担保するための担保権を設定することはできない。

(期限の利益喪失の禁止)

「貸付人」は本契約に基づく貸付の元利金の支払につき、「借入人」の期限の利益を喪失させることはできない。

本ファイルでは、当行の100%出資子会社でケイマン諸島に設立された以下列挙の海外特別目的会社が発行した優先出資証券について記載しております。対象となる海外特別目的会社は以下のとおりです。

- BTMU Preferred Capital 6 Limited
- BTMU Preferred Capital 7 Limited
- BTMU Preferred Capital 8 Limited
- BTMU Preferred Capital 9 Limited

なお、当該海外特別目的会社発行の全ての優先出資証券には、本ファイル末尾の『優先出資証券の配当支払及び残余財産分配請求権の内容』と同義の特約が定められておりますので、あわせてご参照下さい。

以下に掲載する各明細の項目番号 8「自己資本に係る基礎項目の額に算入された額」の数値は、平成 24 年 3 月 30 日公布金融庁告示第 28 号（「銀行法第 14 条の 2 に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件」）の附則第 3 条に定める経過措置による算入制限を反映しておりません。同経過措置については、ウェブページに別添の『「自己資本に係る基礎項目の額に算入された額」に関する注記』をご参照下さい。

BTMU Preferred Capital 6 Limited

1	発行者	BTMU Preferred Capital 6 Limited
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	ケイマン諸島法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他 Tier1
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	(不算入)
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱UFJ フィナンシャル・グループ 三菱東京UFJ銀行
7	銘柄、名称又は種類	非累積型・固定／変動配当 優先出資証券
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	1,500 億円
	単体自己資本比率	1,500 億円
9	額面総額	発行総額 : 1,500 億円 1口当たり発行価額 : 1,000 万円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	非支配株主持分
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2007年12月13日
12	償還期限の有無	無
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	有
15	初回償還可能日及びその償還金額	初回償還可能日 : 2018年1月の配当支払日 償還金額 : 1口につき、1,000 万円
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由又は資本事由(資本適格事由)／特別事由の場合、当局の事前承認を得た上で、元本全額償還可。 (なお、償還の原因となる事由によっては、元本に加え、優先出資証券の内容にしたがった追加金額の支払いがなされる場合がある。)
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	2018年7月以降の配当支払日

(次ページへ続く)

	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定から変動
18	配当率又は利率	固定配当部分 : 3.52% 変動配当部分 : 6ヵ月円 LIBOR+1.77%
19	配当等停止条項の有無	有
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	部分裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	無
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	劣後債務 (なお、期限付劣後債務とバーゼルⅡ適格の永久劣後債務が並存する場合には、当該永久劣後債務が本項における最も劣後的内容を有する資本調達手段となる。)
36	非充足資本要件の有無	有
37	非充足資本要件の内容	・配当に係る完全裁量の具備 ・実質破綻認定時損失吸収条項
38	その他の特約等	配当支払及び残余財産分配請求権についての主たる特約等： 本ファイル末尾の『優先出資証券の配当支払及び残余財産分配請求権の内容』をご参照下さい。

BTMU Preferred Capital 7 Limited

1	発行者	BTMU Preferred Capital 7 Limited
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	ケイマン諸島法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他 Tier1
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	(不算入)
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱UFJ フィナンシャル・グループ 三菱東京UFJ銀行
7	銘柄、名称又は種類	非累積型・固定／変動配当 優先出資証券
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	1,220 億円
	単体自己資本比率	1,220 億円
9	額面総額	発行総額 : 1,220 億円 1口当たり発行価額 : 1,000 万円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	非支配株主持分
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2008年9月2日
12	償還期限の有無	無
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	有
15	初回償還可能日及びその償還金額	初回償還可能日 : 2019年1月の配当支払日 償還金額 : 1口につき、1,000 万円
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由又は資本事由(資本適格事由)／特別事由の場合、当局の事前承認を得た上で、元本全額償還可。 (なお、償還の原因となる事由によっては、元本に加え、優先出資証券の内容にしたがった追加金額の支払いがなされる場合がある。)
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	2019年7月以降の配当支払日

(次ページへ続く)

	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定から変動
18	配当率又は利率	固定配当部分 : 3.60% 変動配当部分 : 6ヵ月円 LIBOR+2.93%
19	配当等停止条項の有無	有
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	部分裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	有
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	無
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	劣後債務 (なお、期限付劣後債務とバーゼルⅡ適格の永久劣後債務が並存する場合には、当該永久劣後債務が本項における最も劣後的内容を有する資本調達手段となる。)
36	非充足資本要件の有無	有
37	非充足資本要件の内容	・配当に係る完全裁量の具備 ・実質破綻認定時損失吸収条項
38	その他の特約等	配当支払及び残余財産分配請求権についての主たる特約等： 本ファイル末尾の『優先出資証券の配当支払及び残余財産分配請求権の内容』をご参照下さい。

BTMU Preferred Capital 8 Limited (シリーズA)

1	発行者	BTMU Preferred Capital 8 Limited
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	ケイマン諸島法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他 Tier1
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	(不算入)
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱UFJ フィナンシャル・グループ 三菱東京UFJ銀行 (シリーズA)
7	銘柄、名称又は種類	非累積型・固定／変動配当 優先出資証券
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	900 億円
	単体自己資本比率	900 億円
9	額面総額	発行総額 : 900 億円 1口当たり発行価額 : 1,000 万円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	非支配株主持分
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2009年3月19日
12	償還期限の有無	無
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	有
15	初回償還可能日及びその償還金額	初回償還可能日 : 2019年7月の配当支払日 償還金額 : 1口につき、1,000 万円
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由又は資本事由(資本適格事由)／特別事由の場合、当局の事前承認を得た上で、元本全額償還可。 (なお、償還の原因となる事由によっては、元本に加え、優先出資証券の内容にしたがった追加金額の支払いがなされる場合がある。)
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	2020年1月以降の配当支払日

(次ページへ続く)

	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定から変動
18	配当率又は利率	固定配当部分 : 4.88% 変動配当部分 : 6ヵ月円 LIBOR+3.60%
19	配当等停止条項の有無	有
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	部分裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	無
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	劣後債務 (なお、期限付劣後債務とバーゼルⅡ適格の永久劣後債務が並存する場合には、当該永久劣後債務が本項における最も劣後的内容を有する資本調達手段となる。)
36	非充足資本要件の有無	有
37	非充足資本要件の内容	・配当に係る完全裁量の具備 ・実質破綻認定時損失吸収条項
38	その他の特約等	配当支払及び残余財産分配請求権についての主たる特約等： 本ファイル末尾の『優先出資証券の配当支払及び残余財産分配請求権の内容』をご参照下さい。

BTMU Preferred Capital 9 Limited (シリーズA)

1	発行者	BTMU Preferred Capital 9 Limited
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	ケイマン諸島法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他 Tier1
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	(不算入)
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱UFJ フィナンシャル・グループ 三菱東京UFJ銀行
7	銘柄、名称又は種類	(シリーズA) 非累積型・固定/変動配当 優先出資証券
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	1,300億円
	単体自己資本比率	1,300億円
9	額面総額	発行総額 : 1,300億円 1口当たり発行価額 : 1,000万円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	非支配株主持分
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2009年7月29日
12	償還期限の有無	無
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	有
15	初回償還可能日及びその償還金額	初回償還可能日 : 2020年1月の配当支払日 償還金額 : 1口につき、1,000万円
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由又は資本事由(資本適格事由) / 特別事由の場合、当局の事前承認を得た上で、元本全額償還可。 (なお、償還の原因となる事由によっては、元本に加え、優先出資証券の内容にしたがった追加金額の支払いがなされる場合がある。)
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	2020年7月以降の配当支払日

(次ページへ続く)

	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定から変動
18	配当率又は利率	固定配当部分 : 4.52% 変動配当部分 : 6ヵ月円 LIBOR+3.10%
19	配当等停止条項の有無	有
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	部分裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	無
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	劣後債務 (なお、期限付劣後債務とバーゼルⅡ適格の永久劣後債務が並存する場合には、当該永久劣後債務が本項における最も劣後的内容を有する資本調達手段となる。)
36	非充足資本要件の有無	有
37	非充足資本要件の内容	・配当に係る完全裁量の具備 ・実質破綻認定時損失吸収条項
38	その他の特約等	配当支払及び残余財産分配請求権についての主たる特約等： 本ファイル末尾の『優先出資証券の配当支払及び残余財産分配請求権の内容』をご参照下さい。

BTMU Preferred Capital 9 Limited (シリーズB)

1	発行者	BTMU Preferred Capital 9 Limited
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	ケイマン諸島法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他 Tier1
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	(不算入)
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱UFJ フィナンシャル・グループ 三菱東京UFJ銀行 (シリーズB)
7	銘柄、名称又は種類	非累積型・固定／変動配当 優先出資証券
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	1,100億円
	単体自己資本比率	1,100億円
9	額面総額	発行総額 : 1,100億円 1口当たり発行価額 : 1,000万円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	非支配株主持分
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2009年7月29日
12	償還期限の有無	無
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	有
15	初回償還可能日及びその償還金額	初回償還可能日 : 2020年1月の配当支払日 償還金額 : 1口につき、1,000万円
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由又は資本事由(資本適格事由)／特別事由の場合、当局の事前承認を得た上で、元本全額償還可。 (なお、償還の原因となる事由によっては、元本に加え、優先出資証券の内容にしたがった追加金額の支払いがなされる場合がある。)
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	2020年7月以降の配当支払日

(次ページへ続く)

	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定から変動
18	配当率又は利率	固定配当部分 : 4.02% 変動配当部分 : 6ヵ月円 LIBOR+3.60%
19	配当等停止条項の有無	有
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	部分裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	有
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	無
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	劣後債務 (なお、期限付劣後債務とバーゼルⅡ適格の永久劣後債務が並存する場合には、当該永久劣後債務が本項における最も劣後的内容を有する資本調達手段となる。)
36	非充足資本要件の有無	有
37	非充足資本要件の内容	・配当に係る完全裁量の具備 ・実質破綻認定時損失吸収条項
38	その他の特約等	配当支払及び残余財産分配請求権についての主たる特約等： 本ファイル末尾の『優先出資証券の配当支払及び残余財産分配請求権の内容』をご参照下さい。

『優先出資証券の配当支払及び残余財産分配請求権の内容』

<p>配当支払の内容</p>	<p>配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、初回償還可能日である配当支払日の次回以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。</p> <p>配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。</p> <p>強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由^(注)が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。</p> <p>任意停止事由 当行に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当行の選択により減額又は停止される。ただし、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。</p> <p>配当制限 当行がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当行の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。</p> <p>分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前に終了した当行の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直前に終了した当行の事業年度末日の株主名簿に記載された当行の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)(当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。</p>
<p>残余財産分配請求権</p>	<p>優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する。なお、1口当たりの残余財産分配請求優先額は1口当たり発行価額と同額である。</p>

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i) 日本法に基づき当行の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当行の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当行について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当行の負債(基本的項目にかかる借入若しくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当行の各種の自己資本比率（国際統一基準）が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

本ファイルでは、当行が発行した国内公募劣後債について記載しております。対象となる国内公募劣後債は、掲載順に以下のとおりです。

- ・ 第七回無担保社債（劣後特約付）
- ・ 第九回無担保社債（劣後特約付）
- ・ 第十三回期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）
- ・ 第二十三回無担保社債（劣後特約付）
- ・ 第二十四回無担保社債（劣後特約付）
- ・ 第二十五回無担保社債（劣後特約付）
- ・ 第二十六回無担保社債（劣後特約付）
- ・ 第二十七回無担保社債（劣後特約付）
- ・ 第二十八回無担保社債（劣後特約付）
- ・ 第二十九回無担保社債（劣後特約付）
- ・ 第三十回無担保社債（劣後特約付）
- ・ 第三十二回無担保社債（劣後特約付）
- ・ 第三十三回無担保社債（劣後特約付）
- ・ 第三十五回無担保社債（劣後特約付）
- ・ 第三十七回無担保社債（劣後特約付）

このうち、第三十五回債は主として（機関投資家以外の）法人投資家の皆さま向けに発行したものです。それ以外の回号のものは、主として機関投資家の皆さま向けに発行したものです。

なお、当行発行の全ての劣後債には、本ファイル末尾の『社債要項概要』と同旨の特約が社債要項に定められておりますので、あわせてご参照下さい。

以下に掲載する各明細の項目番号 8「自己資本に係る基礎項目の額に算入された額」の数値は、平成 24 年 3 月 30 日公布金融庁告示第 28 号（「銀行法第 14 条の 2 に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件」）の附則第 3 条に定める経過措置による算入制限を反映しておりません。同経過措置については、ウェブページに別添の『「自己資本に係る基礎項目の額に算入された額」に関する注記』をご参照下さい。

第七回無担保社債（劣後特約付）

1	発行者	三菱東京 UFJ 銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN : JP358920B4C3
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	(不算入)
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱 UFJ ファイナンシャル・グループ 三菱東京 UFJ 銀行
7	銘柄、名称又は種類	第七回無担保社債 (劣後特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	133 億円
	単体自己資本比率	133 億円
9	額面総額	発行総額 : 300 億円 1 券面当たりの発行価額 : 1 億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2004 年 12 月 22 日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	2019 年 12 月 20 日
14	償還等を可能とする特約の有無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	—
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定
18	配当率又は利率	2.11%
19	配当等停止条項の有無	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	—

(次ページへ続く)

23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	無
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	有
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項
38	その他の特約等	「劣後特約」、「保証および担保の有無」、「財務上の特約」及び「期限の利益喪失に関する特約」： 本ファイル末尾の『社債要項概要』 をご参照下さい。

第九回無担保社債（劣後特約付）

1	発行者	三菱東京 UFJ 銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN : JP358920B571
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	(不算入)
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱 UFJ ファイナンシャル・グループ 三菱東京 UFJ 銀行
7	銘柄、名称又は種類	第九回無担保社債 (劣後特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	112 億円
	単体自己資本比率	112 億円
9	額面総額	発行総額 : 200 億円 1 券面当たりの発行価額 : 1 億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2005 年 7 月 22 日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	2020 年 7 月 22 日
14	償還等を可能とする特約の有無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	—
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定
18	配当率又は利率	2.01%
19	配当等停止条項の有無	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	—

(次ページへ続く)

23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	無
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	有
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項
38	その他の特約等	「劣後特約」、「保証および担保の有無」、「財務上の特約」及び「期限の利益喪失に関する特約」： 本ファイル末尾の『社債要項概要』 をご参照下さい。

第十三回期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）

1	発行者	三菱東京 UFJ 銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN : JP358920A7B9
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	(不算入)
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱 UFJ フィナンシャル・グループ 三菱東京 UFJ 銀行
7	銘柄、名称又は種類	第十三回期限前償還条項付 無担保社債 (劣後特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	100 億円
	単体自己資本比率	100 億円
9	額面総額	発行総額 : 100 億円 1 券面当たりの発行価額 : 1 億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2007 年 11 月 16 日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	2022 年 11 月 16 日
14	償還等を可能とする特約の有無	有
15	初回償還可能日及びその償還金額	初回償還可能日 : 2017 年 11 月 16 日 償還金額 : 元本全額償還 (1 券面当たり 1 億円)
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	無
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	初回償還可能日以降に到来する いずれかの利払日
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定から変動
18	配当率又は利率	2017 年 11 月 16 日まで 2.04% 2017 年 11 月 17 日以降 6 ヶ月円 LIBOR + 1.80%
19	配当等停止条項の有無	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	有
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	—

(次ページへ続く)

23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	無
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	有
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項
38	その他の特約等	「劣後特約」、「保証および担保の有無」、「財務上の特約」及び「期限の利益喪失に関する特約」： 本ファイル末尾の『社債要項概要』 をご参照下さい。

第二十三回無担保社債（劣後特約付）

1	発行者	三菱東京 UFJ 銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN : JP358920D9A4
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	(不算入)
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱 UFJ ファイナンシャル・グループ 三菱東京 UFJ 銀行
7	銘柄、名称又は種類	第二十三回無担保社債 (劣後特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	300 億円
	単体自己資本比率	300 億円
9	額面総額	発行総額 : 300 億円 1 券面当たりの発行価額 : 1 億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2009 年 10 月 16 日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	2029 年 10 月 16 日
14	償還等を可能とする特約の有無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	—
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定
18	配当率又は利率	2.91%
19	配当等停止条項の有無	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	—

(次ページへ続く)

23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	無
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	有
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項
38	その他の特約等	「劣後特約」、「保証および担保の有無」、「財務上の特約」及び「期限の利益喪失に関する特約」： 本ファイル末尾の『社債要項概要』 をご参照下さい。

第二十四回無担保社債（劣後特約付）

1	発行者	三菱東京 UFJ 銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN : JP358920AA96
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	(不算入)
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱 UFJ フィナンシャル・グループ 三菱東京 UFJ 銀行
7	銘柄、名称又は種類	第二十四回無担保社債 (劣後特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	250 億円
	単体自己資本比率	250 億円
9	額面総額	発行総額 : 250 億円 1 券面当たりの発行価額 : 1 億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2010 年 9 月 27 日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	2030 年 9 月 27 日
14	償還等を可能とする特約の有無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	—
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定
18	配当率又は利率	2.27%
19	配当等停止条項の有無	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	—

(次ページへ続く)

23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	無
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	有
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項
38	その他の特約等	「劣後特約」、「保証および担保の有無」、「財務上の特約」及び「期限の利益喪失に関する特約」： 本ファイル末尾の『社債要項概要』 をご参照下さい。

第二十五回無担保社債（劣後特約付）

1	発行者	三菱東京 UFJ 銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN : JP358920AAB9
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	(不算入)
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱 UFJ フィナンシャル・グループ 三菱東京 UFJ 銀行
7	銘柄、名称又は種類	第二十五回無担保社債 (劣後特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	342 億円
	単体自己資本比率	342 億円
9	額面総額	発行総額 : 550 億円 1 券面当たりの発行価額 : 1 億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2010 年 11 月 12 日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	2020 年 11 月 12 日
14	償還等を可能とする特約の有無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	—
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定
18	配当率又は利率	1.31%
19	配当等停止条項の有無	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	—

(次ページへ続く)

23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	無
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	有
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項
38	その他の特約等	「劣後特約」、「保証および担保の有無」、「財務上の特約」及び「期限の利益喪失に関する特約」： 本ファイル末尾の『社債要項概要』 をご参照下さい。

第二十六回無担保社債（劣後特約付）

1	発行者	三菱東京 UFJ 銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN : JP358920BAB7
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	(不算入)
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱 UFJ フィナンシャル・グループ 三菱東京 UFJ 銀行
7	銘柄、名称又は種類	第二十六回無担保社債 (劣後特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	420 億円
	単体自己資本比率	420 億円
9	額面総額	発行総額 : 420 億円 1 券面当たりの発行価額 : 1 億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2010 年 11 月 12 日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	2025 年 11 月 12 日
14	償還等を可能とする特約の有無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	—
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定
18	配当率又は利率	1.95%
19	配当等停止条項の有無	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	—

(次ページへ続く)

23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	無
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	有
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項
38	その他の特約等	「劣後特約」、「保証および担保の有無」、「財務上の特約」及び「期限の利益喪失に関する特約」： 本ファイル末尾の『社債要項概要』 をご参照下さい。

第二十七回無担保社債（劣後特約付）

1	発行者	三菱東京 UFJ 銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN : JP358920CAB5
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	(不算入)
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱 UFJ ファイナンシャル・グループ 三菱東京 UFJ 銀行
7	銘柄、名称又は種類	第二十七回無担保社債 (劣後特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	230 億円
	単体自己資本比率	230 億円
9	額面総額	発行総額 : 230 億円 1 券面当たりの発行価額 : 1 億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2010 年 11 月 12 日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	2030 年 11 月 12 日
14	償還等を可能とする特約の有無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	—
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定
18	配当率又は利率	2.28%
19	配当等停止条項の有無	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	—

(次ページへ続く)

23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	無
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	有
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項
38	その他の特約等	「劣後特約」、「保証および担保の有無」、「財務上の特約」及び「期限の利益喪失に関する特約」： 本ファイル末尾の『社債要項概要』 をご参照下さい。

第二十八回無担保社債（劣後特約付）

1	発行者	三菱東京 UFJ 銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN : JP358920AB12
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	(不算入)
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱 UFJ フィナンシャル・グループ 三菱東京 UFJ 銀行
7	銘柄、名称又は種類	第二十八回無担保社債 (劣後特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	429 億円
	単体自己資本比率	429 億円
9	額面総額	発行総額 : 650 億円 1 券面当たりの発行価額 : 1 億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2011 年 1 月 20 日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	2021 年 1 月 20 日
14	償還等を可能とする特約の有無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	—
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定
18	配当率又は利率	1.56%
19	配当等停止条項の有無	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	—

(次ページへ続く)

23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	無
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	有
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項
38	その他の特約等	「劣後特約」、「保証および担保の有無」、「財務上の特約」及び「期限の利益喪失に関する特約」： 本ファイル末尾の『社債要項概要』 をご参照下さい。

第二十九回無担保社債（劣後特約付）

1	発行者	三菱東京 UFJ 銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN : JP358920BB11
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	(不算入)
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱 UFJ フィナンシャル・グループ 三菱東京 UFJ 銀行
7	銘柄、名称又は種類	第二十九回無担保社債 (劣後特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	200 億円
	単体自己資本比率	200 億円
9	額面総額	発行総額 : 200 億円 1 券面当たりの発行価額 : 1 億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2011 年 1 月 20 日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	2026 年 1 月 20 日
14	償還等を可能とする特約の有無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	—
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定
18	配当率又は利率	2.16%
19	配当等停止条項の有無	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	—

(次ページへ続く)

23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	無
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	有
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項
38	その他の特約等	「劣後特約」、「保証および担保の有無」、「財務上の特約」及び「期限の利益喪失に関する特約」： 本ファイル末尾の『社債要項概要』 をご参照下さい。

第三十回無担保社債（劣後特約付）

1	発行者	三菱東京 UFJ 銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN : JP358920CB10
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	(不算入)
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱 UFJ フィナンシャル・グループ 三菱東京 UFJ 銀行
7	銘柄、名称又は種類	第三十回無担保社債 (劣後特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	160 億円
	単体自己資本比率	160 億円
9	額面総額	発行総額 : 160 億円 1 券面当たりの発行価額 : 1 億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2011 年 1 月 20 日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	2031 年 1 月 20 日
14	償還等を可能とする特約の有無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	—
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定
18	配当率又は利率	2.46%
19	配当等停止条項の有無	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	—

(次ページへ続く)

23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	無
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	有
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項
38	その他の特約等	「劣後特約」、「保証および担保の有無」、「財務上の特約」及び「期限の利益喪失に関する特約」： 本ファイル末尾の『社債要項概要』 をご参照下さい。

第三十二回無担保社債（劣後特約付）

1	発行者	三菱東京 UFJ 銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN : JP358920AB61
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	(不算入)
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱 UFJ フィナンシャル・グループ 三菱東京 UFJ 銀行
7	銘柄、名称又は種類	第三十二回無担保社債 (劣後特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	369 億円
	単体自己資本比率	369 億円
9	額面総額	発行総額 : 500 億円 1 券面当たりの発行価額 : 1 億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2011 年 6 月 9 日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	2021 年 6 月 9 日
14	償還等を可能とする特約の有無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	—
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定
18	配当率又は利率	1.62%
19	配当等停止条項の有無	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	—

(次ページへ続く)

23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	無
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	有
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項
38	その他の特約等	「劣後特約」、「保証および担保の有無」、「財務上の特約」及び「期限の利益喪失に関する特約」： 本ファイル末尾の『社債要項概要』 をご参照下さい。

第三十三回無担保社債（劣後特約付）

1	発行者	三菱東京 UFJ 銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN : JP358920BB60
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	(不算入)
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱 UFJ フィナンシャル・グループ 三菱東京 UFJ 銀行
7	銘柄、名称又は種類	第三十三回無担保社債 (劣後特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	200 億円
	単体自己資本比率	200 億円
9	額面総額	発行総額 : 200 億円 1 券面当たりの発行価額 : 1 億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2011 年 6 月 9 日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	2026 年 6 月 9 日
14	償還等を可能とする特約の有無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	—
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定
18	配当率又は利率	2.21%
19	配当等停止条項の有無	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	—

(次ページへ続く)

23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	無
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	有
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項
38	その他の特約等	「劣後特約」、「保証および担保の有無」、「財務上の特約」及び「期限の利益喪失に関する特約」： 本ファイル末尾の『社債要項概要』 をご参照下さい。

第三十五回無担保社債（劣後特約付）

1	発行者	三菱東京 UFJ 銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN : JP358920CC19
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	(不算入)
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱 UFJ フィナンシャル・グループ 三菱東京 UFJ 銀行
7	銘柄、名称又は種類	第三十五回無担保社債 (劣後特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	562 億円
	単体自己資本比率	562 億円
9	額面総額	発行総額 : 650 億円 1 券面当たりの発行価額 : 1,000 万円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2012 年 1 月 26 日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	2022 年 1 月 26 日
14	償還等を可能とする特約の有無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	—
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定
18	配当率又は利率	1.52%
19	配当等停止条項の有無	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	—

(次ページへ続く)

23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	無
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	有
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項
38	その他の特約等	「劣後特約」、「保証および担保の有無」、「財務上の特約」及び「期限の利益喪失に関する特約」： 本ファイル末尾の『社債要項概要』 をご参照下さい。

第三十七回無担保社債（劣後特約付）

1	発行者	三菱東京 UFJ 銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	ISIN : JP358920AC52
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	(不算入)
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱 UFJ ファイナンシャル・グループ 三菱東京 UFJ 銀行
7	銘柄、名称又は種類	第三十七回無担保社債 (劣後特約付)
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	559 億円
	単体自己資本比率	559 億円
9	額面総額	発行総額 : 600 億円 1 券面当たりの発行価額 : 1 億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	2012 年 5 月 31 日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	2022 年 5 月 31 日
14	償還等を可能とする特約の有無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	—
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定
18	配当率又は利率	1.39%
19	配当等停止条項の有無	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	—

(次ページへ続く)

23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	無
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	有
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項
38	その他の特約等	「劣後特約」、「保証および担保の有無」、「財務上の特約」及び「期限の利益喪失に関する特約」： 本ファイル末尾の『社債要項概要』 をご参照下さい。

『社債要項概要』

○ 担保および保証の有無

本社債には担保および保証は付されておらず、また特に留保されている資産はない。

○ 財務上の特約

本社債には、財務上の特約は付されていない。

○ 期限の利益喪失に関する特約

- (1) 本社債の社債権者は、本社債の元利金の支払につき、期限の利益を喪失させることはできない。
- (2) 本社債の社債権者集会では、会社法第 739 条に定める決議を行うことができない。

○ 劣後特約および弁済の条件

(1) 劣後特約

①破産の場合

本要項に定められた元利金の弁済期限以前において、当銀行について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債にもとづく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生するものとする。

(停止条件)

その破産手続の最後の配当のための配当表（更正された場合は、更正後のもの。）に記載された配当に加うべき債権のうち、本社債にもとづく債権および本号①ないし④と実質的に同じ条件もしくはこれに劣後する条件を付された債権（ただし、本号③を除き本項と同一の条件を付された債権は、本号①ないし④と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。）を除くすべての債権が、各中間配当、最後の配当および追加配当によって、その債権額につき全額の満足（配当、供託を含む。）を受けたこと。

②会社更生の場合

本要項に定められた元利金の弁済期限以前において、当銀行について会社更生手続開始の決定がなされ、かつ会社更生手続が継続している場合、本社債にもとづく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生するものとする。

(停止条件)

当銀行について更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された債権のうち、本社債にもとづく債権および本号①ないし④と実質的に同じ条件もしくはこれに劣後する条件を付された債権（ただし、本号③を除き本項と同一の条件を付された債権は、本号①ないし④と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。）を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

③民事再生の場合

本要項に定められた元利金の弁済期限以前において、当銀行について民事再生手続開始の決定がなされ、かつ民事再生手続が継続している場合、本社債にもとづく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生するものとする。ただし、簡易再生および同意再生の場合は除く。

(停止条件)

当銀行について民事再生計画認可の決定が確定したときにおける民事再生計画に記載された債権のうち、本社債にもとづく債権および本号①ないし④と実質的に同じ条件もしくはこれに劣後する条件を付された債権（ただし、本号③を除き本項と同一の条件を付された債権は、本号①ないし④と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。）を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

④日本法以外による倒産手続の場合

当銀行について日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれに準ずる手続が外国において本号①ないし③に準じて行われる場合、本社債にもとづく元利金の支払請求権の効力は、その手続において本号①ないし③に記載の条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。ただし、その手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、本社債にもとづく元利金の支払請求権の効力は当該条件にかかることなく発生するものとする。

なお、当銀行について破産手続が開始された場合、当該破産手続における本社債にもとづく元本および利息の支払請求権の配当の順位は、破産法に規定する劣後的破産債権に後れるものとする。

(2) 上位債権者に対する不利益変更の制限

本要項の各条項は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更してはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。

(3) 上位債権者

本項において上位債権者とは、当銀行に対し、本社債および本項第1号①ないし④と実質的に同じ条件もしくはこれに劣後する条件を付された債権（ただし、本項第1号③を除き本項と同一の条件を付された債権は、本項第1号①ないし④と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。）を除く債権を有するすべての者をいう。

(4) 本要項に反する支払

本社債にもとづく元利金の支払請求権の効力が、本項第1号①ないし④に従って発生していないにもかかわらず、その元利金の全部または一部が社債権者に対して支払われた場合には、その支払は無効とし、社債権者はその受領した元利金をただちに当銀行に対して返還するものとする。

(5) 相殺禁止

本社債にもとづく元利金の支払請求権の効力が、本項第1号①ないし④に従ってそれぞれ定められた条件が成就したときに発生するものとされる場合、当該条件が成就するまでの間は、本社債にもとづく元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

本ファイルでは、当行が(1)親会社である三菱 UFJ フィナンシャル・グループ（以下「MUFG」）より借入を行った劣後ローン、および(2)機関投資家より借入を行った劣後ローンに関する契約内容を、取引種類毎にまとめて記載しております。対象となる劣後ローンは、掲載順に以下のとおりです。

(1) MUFG より借入を行った劣後ローン

- ・MUFG からの期限付劣後ローン（期限前弁済条項有）のうち、固定利付のもの
- ・MUFG からの期限付劣後ローン（期限前弁済条項有）のうち、固定／変動利付のもの
- ・MUFG からの期限付劣後ローン（任意期限前弁済条項無）

なお、これらの劣後ローンには、本ファイル末尾の『MUFG との劣後ローン契約条項概要』と同旨の特約が、MUFG との間で締結した金銭消費貸借契約に定められておりますので、あわせてご参照下さい。

(2) 機関投資家より借入を行った劣後ローン

- ・期限付劣後ローン（期限前弁済条項有）
- ・期限付劣後ローン（期限前弁済条項無）
- ・永久劣後ローン（期限前弁済条項有）

なお、これらの劣後ローンには、本ファイル末尾の『期限付劣後ローン契約条項概要』あるいは『永久劣後ローン契約条項概要』と同旨の特約が、貸出人との間で締結した金銭消費貸借契約に定められておりますので、あわせてご参照下さい。

以下に掲載する各明細の項目番号 8「自己資本に係る基礎項目の額に算入された額」の数値は、平成 24 年 3 月 30 日公布金融庁告示第 28 号（「銀行法第 14 条の 2 に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件」）の附則第 3 条に定める経過措置による算入制限を反映しておりません。同経過措置については、ウェブページに別添の『「自己資本に係る基礎項目の額に算入された額」に関する注記』をご参照下さい。

MUFG からの期限付劣後ローン（期限前弁済条項有）のうち、固定利付のもの

1	発行者	三菱東京 UFJ 銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱東京 UFJ 銀行
7	銘柄、名称又は種類	三菱 UFJ フィナンシャル・グループからの劣後ローン借入
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	6,160 億円
	単体自己資本比率	6,160 億円
9	額面総額 (本類型に分類される取引の総額)	6,160 億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	—
12	償還期限の有無	有
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	有
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由又は資本事由(資本適格事由)の場合、当局の事前確認を受けた上で、元本全額弁済可能。
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	初回弁済可能日の一回のみ
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定
18	配当率又は利率 (同種取引の加重平均利率で、小数点第三位以下は四捨五入)	0.42%
19	配当等停止条項の有無	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	—

(次ページへ続く)

23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	有
31	元本の削減が生じる場合	①内閣総理大臣が、借入人について、第二号措置または第三号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合および②内閣総理大臣が、借入人について、特定第二号措置を講ずる必要がある旨の特定認定を行った場合
32	元本の削減が生じる範囲	常に全部削減
33	元本回復特約の有無	無
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	無
37	非充足資本要件の内容	—
38	その他の特約等	「劣後特約」、「実質破綻時債務免除特約」、「無担保契約」および「期限の利益喪失の禁止」：本ファイル末尾の『MUFG との劣後ローン契約条項概要』をご参照下さい。

MUFG からの期限付劣後ローン（期限前弁済条項有）のうち、固定／変動利付のもの

1	発行者	三菱東京 UFJ 銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱東京 UFJ 銀行
7	銘柄、名称又は種類	三菱 UFJ フィナンシャル・グループからの劣後ローン借入
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	300 億円
	単体自己資本比率	300 億円
9	額面総額 (本類型に分類される取引の総額)	300 億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	—
12	償還期限の有無	有
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	有
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由又は資本事由(資本適格事由)の場合、当局の事前確認を受けた上で、元本全額弁済可能。
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	初回弁済可能日以降に到来するいずれかの利払日
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定から変動
18	配当率又は利率 (同種取引の加重平均利率で、小数点第三位以下は四捨五入)	固定金利部分 : 0.64% 変動金利部分 : 6 ヶ月ユーロ円 LIBOR+0.32%
19	配当等停止条項の有無	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	—

(次ページへ続く)

23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	有
31	元本の削減が生じる場合	①内閣総理大臣が、借入人について、第二号措置または第三号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合および②内閣総理大臣が、借入人について、特定第二号措置を講ずる必要がある旨の特定認定を行った場合
32	元本の削減が生じる範囲	常に全部削減
33	元本回復特約の有無	無
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	無
37	非充足資本要件の内容	—
38	その他の特約等	「劣後特約」、「実質破綻時債務免除特約」、「無担保契約」および「期限の利益喪失の禁止」：本ファイル末尾の『MUFG との劣後ローン契約条項概要』をご参照下さい。

MUFG からの期限付劣後ローン（任意期限前弁済条項無）

1	発行者	三菱東京 UFJ 銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱東京 UFJ 銀行
7	銘柄、名称又は種類	三菱 UFJ フィナンシャル・グループからの劣後ローン借入
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	4,170 億円
	単体自己資本比率	4,170 億円
9	額面総額 (本類型に分類される取引の総額)	4,170 億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	—
12	償還期限の有無	有
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	特別早期償還特約のみ有
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由又は資本事由(資本適格事由)の場合、当局の事前確認を受けた上で、元本全額弁済可能。
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定
18	配当率又は利率 (同種取引の加重平均利率で、小数点第三位以下は四捨五入)	0.61%
19	配当等停止条項の有無	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	—

(次ページへ続く)

23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	有
31	元本の削減が生じる場合	①内閣総理大臣が、借入人について、第二号措置または第三号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合および②内閣総理大臣が、借入人について、特定第二号措置を講ずる必要がある旨の特定認定を行った場合
32	元本の削減が生じる範囲	常に全部削減
33	元本回復特約の有無	無
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	無
37	非充足資本要件の内容	—
38	その他の特約等	「劣後特約」、「実質破綻時債務免除特約」、「無担保契約」および「期限の利益喪失の禁止」：本ファイル末尾の『MUFG との劣後ローン契約条項概要』をご参照下さい。

期限付劣後ローン（期限前弁済条項有）

1	発行者	三菱東京 UFJ 銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	(不算入)
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱 UFJ フィナンシャル・グループ 三菱東京 UFJ 銀行
7	銘柄、名称又は種類	機関投資家との相対取引による 劣後ローン借入
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	890 億円
	単体自己資本比率	890 億円
9	額面総額 (本類型に分類される取引の総額)	890 億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	—
12	償還期限の有無	有
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	有
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	無
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	初回弁済可能日以降に到来する いずれかの利払日
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定から変動
18	配当率又は利率 (同種取引の加重平均利率で、小数点第三位以下は四捨五入)	固定金利部分 : 2.51% 変動金利部分 : 6 ヶ月円 LIBOR+2.56%
19	配当等停止条項の有無	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	有
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	—

(次ページへ続く)

23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	無
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	有
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項
38	その他の特約等	「劣後特約」、「無担保契約」及び「期限の利益喪失の禁止」： 本ファイル末尾の『期限付劣後ローン契約条項概要』をご参照下さい。

期限付劣後ローン（期限前弁済条項無）

1	発行者	三菱東京 UFJ 銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	(不算入)
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱 UFJ フィナンシャル・グループ 三菱東京 UFJ 銀行
7	銘柄、名称又は種類	機関投資家との相対取引による 劣後ローン借入
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	2,079 億円
	単体自己資本比率	2,079 億円
9	額面総額 (本類型に分類される取引の総額)	2,080 億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	—
12	償還期限の有無	有
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	—
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定
18	配当率又は利率 (同種取引の加重平均利率で、小数点第三位以下は四捨五入)	1.85%
19	配当等停止条項の有無	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	—

(次ページへ続く)

23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	無
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	有
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項
38	その他の特約等	「劣後特約」、「無担保契約」及び「期限の利益喪失の禁止」： 本ファイル末尾の『期限付劣後ローン契約条項概要』をご参照下さい。

永久劣後ローン（期限前弁済条項有）

1	発行者	三菱東京 UFJ 銀行
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	(不算入)
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱 UFJ フィナンシャル・グループ 三菱東京 UFJ 銀行
7	銘柄、名称又は種類	機関投資家との相対取引による 劣後ローン借入
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	60 億円
	単体自己資本比率	60 億円
9	額面総額 (本類型に分類される取引の総額)	60 億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	—
12	償還期限の有無	無
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	有
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由の場合（*）、当局の事前承認を得た上で元本全額弁済（*）⇒ 欄外の注釈ご参照
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	初回弁済可能日以降に到来するいずれかの利払日
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定から変動
18	配当率又は利率 (同種取引の加重平均利率で、小数点第三位以下は四捨五入)	固定金利部分 : 2.24% 変動金利部分 : 6 ヶ月円 LIBOR+2.31%
19	配当等停止条項の有無	有
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	部分裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	有
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	有

(次ページへ続く)

(*) 税務事由とは、「ローン契約締結後の税制変更により、当該ローンの利息が、債務者の法人税算定上、損金と認定されなくなった場合」をいいます。

23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	無
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	上位劣後債務 (期限付劣後債務)
36	非充足資本要件の有無	有
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項
38	その他の特約等	「弁済の条件及び劣後特約」及び「無担保契約」： 本ファイル末尾の『永久劣後ローン契約条項概要』をご参照下さい。

『MUGG との劣後ローン契約条項概要』

(注記：以下において、**借入人**とは金銭消費貸借契約書上の債務者たる当行を、**貸付人**とは同契約書上の債権者たる三菱UFJ フィナンシャル・グループをいいます。)

(劣後特約)

(1) 本契約に基づく貸付の元利金の支払は、**借入人**につき破産手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合には、以下の規定に従って行われる。

① 破産の場合

弁済期日以前において、**借入人**について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本契約に基づく貸付の元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生するものとする。

(停止条件)

その破産手続の最後の配当のための配当表(更正された場合は、更正後のもの)に記載された配当に加うべき債権のうち、本契約に基づく債権および本項第1号ないし第4号と実質的に同じ条件もしくはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、本項第3号を除き本条と同一の条件を付された債権は、本項第1号ないし第4号と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。)を除くすべての債権が、各中間配当、最後の配当および追加配当によって、その債権額につき全額の満足(配当、供託を含む。)を受けたこと。

② 会社更生の場合

弁済期日以前において、**借入人**について会社更生手続開始の決定がなされ、かつ会社更生手続が継続している場合、本契約に基づく貸付の元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生するものとする。

(停止条件)

借入人について更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された債権のうち、本契約に基づく債権および本項第1号ないし第4号と実質的に同じ条件もしくはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、本項第3号を除き本条と同一の条件を付された債権は、本項第1号ないし第4号と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。)を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

③ 民事再生の場合

弁済期日以前において、**借入人**について民事再生手続開始の決定がなされ、かつ民事再生手続が継続している場合、本契約に基づく貸付の元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生するものとする。ただし、簡易再生および同意再生の場合は除く。

(停止条件)

借入人について民事再生計画認可の決定が確定したときにおける民事再生計画に記載された債権のうち、本契約に基づく債権および本項第1号ないし第4号と実質的に同じ条件もしくはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、本項第3号を除き本条と同一の条件を付された債権は、本項第1号ないし第4号と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。)を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

④ 日本法以外による倒産手続の場合

借入人について日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれに準ずる手続が外国において第1項第1号ないし第3号に準じて行なわれる場合、本契約に基づく貸付の元利金の支払請求権の効力は、その手続において本項第1号ないし第3号に記載の条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。ただし、その手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、本契約に基づく元利金の支払請求権の効力は当該条件にかかることなく発生するものとする。

なお、**借入人**について破産手続が開始された場合、当該破産手続における**貸付人**の**借入人**に対する本契約に基づく元本及び利息の支払請求権の配当の順位は、破産法に規定する劣後的破産債権に後れるものとする。

- (2) 上位債権者に対する不利益変更の制限
本契約の各条項は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更してはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。
- (3) 上位債権者
本条において上位債権者とは、借入人に対し、本契約に基づく債権および本条第1項第1号ないし第4号と実質的に同じ条件もしくはこれに劣後する条件を付された債権（ただし、本条第1項第3号を除き本条と同一の条件を付された債権は、本条第1項第1号ないし第4号と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。）を除く債権を有するすべての者をいう。
- (4) 本契約に反する支払
本契約に基づく貸付の元利金の支払請求権の効力が、本条第1項第1号ないし第4号に従って発生していないにもかかわらず、その元利金の全部または一部が貸付人に対して支払われた場合には、その支払は無効とし、貸付人はその受領した元利金を直ちに借入人に対して返還するものとする。
- (5) 相殺禁止
本契約に基づく貸付の元利金の支払請求権の効力が、本条第1項第1号ないし第4号に従ってそれぞれ定められた条件が成就したときに発生するものとされる場合、当該条件が成就するまでの間は、本契約に基づく貸付の元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

(実質破綻時債務免除特約)

- (1) 借入人について実質破綻事由が生じた場合、債務免除日において、借入人は本契約に基づく貸付の元利金（ただし、実質破綻事由が生じた日までに弁済期限が到来したものを除く。以下、本条において同じ。）の支払義務を免除されるものとする。
なお、「実質破綻事由」とは、①内閣総理大臣が、借入人について、第二号措置または第三号措置（いずれも預金保険法（昭和46年法律第34号）（以下、「預金保険法」という。）において定義される意味を有するものとする。）を講ずる必要がある旨の認定（預金保険法において定義される意味を有するものとする。）を行った場合および②内閣総理大臣が、借入人について、特定第二号措置（預金保険法において定義される意味を有するものとする。）を講ずる必要がある旨の特定認定（預金保険法において定義される意味を有するものとする。）を行った場合をいう。
- (2) 実質破綻事由が生じた場合、借入人はその旨および借入人が本条に従い本契約に基づく貸付の元利金の支払義務を免除されたことをすみやかに貸付人に通知する。
- (3) 本契約に反する支払
実質破綻事由が生じた後、本契約に基づく貸付の元利金の全部または一部が貸付人に対して支払われた場合には、その支払は無効とし、貸付人はその受領した元利金をただちに借入人に対して返還するものとする。
- (4) 相殺禁止
実質破綻事由が生じた場合、本契約に基づく貸付の元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

(無担保契約)

本債務は無担保とし、本契約締結日以降においても、形態の如何にかかわらず、本債務の弁済を担保するための担保権を設定することはできない。

(期限の利益喪失の禁止)

貸付人は本契約に基づく元利金の支払につき、借入人の期限の利益を喪失させることはできない。

『期限付劣後ローン契約条項概要』

(注記：以下において、**借入人**とは金銭消費貸借契約書上の債務者たる当行を、**貸出人**とは同契約書上の債権者をいいます。)

(期限の利益喪失の禁止)

貸出人は本契約に基づく元利金の支払につき、**借入人**の期限の利益を喪失させることはできない。

(劣後特約及び弁済の条件)

(1) 劣後特約

(a) 破産の場合

本契約に定められた弁済期限以前において、**借入人**について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本契約に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生するものとする。

(停止条件)

その破産手続の最後の配当のための配当表(更正された場合は、更正後のもの)に記載された配当に加うべき債権のうち、本契約に基づく債権および本項(a)ないし(d)と実質的に同じ条件もしくはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、本項(c)を除き本条と同一の条件を付された債権は、本項(a)ないし(d)と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。)を除くすべての債権が、各中間配当、最後の配当および追加配当によって、その債権額につき全額の満足(配当、供託を含む。)を受けたこと。

(b) 会社更生の場合

本契約に定められた弁済期限以前において、**借入人**について会社更生手続開始の決定がなされ、かつ会社更生手続が継続している場合、本契約に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生するものとする。

(停止条件)

借入人について更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された債権のうち、本契約に基づく債権および本項(a)ないし(d)と実質的に同じ条件もしくはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、本項(c)を除き本条と同一の条件を付された債権は、本項(a)ないし(d)と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。)を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

(c) 民事再生の場合

本契約に定められた弁済期限以前において、**借入人**について民事再生手続開始の決定がなされ、かつ民事再生手続が継続している場合、本契約に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生するものとする。ただし、簡易再生および同意再生の場合は除く。

(停止条件)

借入人について民事再生計画認可の決定が確定したときにおける民事再生計画に記載された債権のうち、本契約に基づく債権および本項(a)ないし(d)と実質的に同じ条件もしくはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、本項(c)を除き本条と同一の条件を付された債権は、本項(a)ないし(d)と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。)を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

(d) 日本法以外による倒産手続の場合

借入人について日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれに準ずる手続が外国において本項(a)ないし(c)に準じて行なわれる場合、本契約に基づく元利金の支払請求権の効力は、その手続において本項(a)ないし(c)に記載の条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。ただし、その手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、本契約に基づく元利金の支払請求権の効力は当該条件にかかることなく発生するものとする。

なお、**借入人**について破産手続が開始された場合、当該破産手続における**貸出人**の**借入人**に対する本契約に基づく元本及び利息の支払請求権の配当の順位は、破産法に規定する劣後的破産債権に後れるものとする。

(2) 上位債権者に対する不利益変更の制限

本契約の各条項は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更してはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。

(3) 上位債権者

本条において上位債権者とは、借入人に対し、本契約に基づく債権および本条第(1)項(a)ないし(d)と実質的に同じ条件もしくはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、本条第(1)項(c)を除き本条と同一の条件を付された債権は、本条第(1)項(a)ないし(d)と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。)を除く債権を有するすべての者をいう。

(4) 本契約に反する支払

本契約に基づく元利金の支払請求権の効力が、本条第(1)項(a)ないし(d)に従って発生していないにもかかわらず、その元利金の全部または一部が貸出人に対して支払われた場合には、その支払は無効とし、貸出人はその受領した元利金を直ちに借入人に対して返還するものとする。

(5) 相殺禁止

本契約に基づく元利金の支払請求権の効力が、本条第(1)項(a)ないし(d)に従ってそれぞれ定められた条件が成就したときに発生するものとされる場合、当該条件が成就するまでの間は、本契約に基づく元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

(無担保契約)

本契約は無担保とし、本契約締結日以降においても、いかなる形態においてであれ、本契約に基づく債務の弁済を担保するための担保権を設定することはできない。

『永久劣後ローン契約条項概要』

(注記：以下において、**借入人**とは金銭消費貸借契約書上の債務者たる当行を、**貸出人**とは同契約書上の債権者をいいます。)

(弁済の条件及び劣後特約)

1. 下記のいずれかの事実が生じた場合には、**借入人**は、直ちに元本を支払うものとする。
 - (a) **借入人**に対する清算手続が開始され、当該手続において、**借入人**に対する本契約に基づく支払請求権及び支払の請求に関し本条第1項ないし第3項と実質的に同じ(ただし、民事再生手続が開始した場合に関する定めを除き本条と同一の約款を付された債権を含む。)または劣後する約款の付された債権を除くすべての債権が、その債権額につき全額の弁済を受けたこと。
 - (b) **借入人**に対する会社更生手続が開始し、清算を内容とする更生計画認可の決定が確定し、その確定のときにおける更生計画に記載された変更されるべき権利のうち、**借入人**に対する本契約に基づく支払請求権及び支払の請求に関し本条第1項ないし第3項と実質的に同じ(ただし、民事再生手続が開始した場合に関する定めを除き本条と同一の約款を付された債権を含む。)または劣後する約款の付された債権を除くすべての債権が、その変更される以前の債権額につき全額の弁済を受けたこと。
 - (c) **借入人**に対する民事再生手続が開始し、清算を内容とする再生計画認可の決定が確定し、その確定のときにおける再生計画に記載された変更されるべき権利のうち、**借入人**に対する本契約に基づく支払請求権及び支払の請求に関し本条第1項ないし第3項と実質的に同じ(ただし、民事再生手続が開始した場合に関する定めを除き本条と同一の約款を付された債権を含む。)または劣後する約款の付された債権を除くすべての債権が、その変更される以前の債権額につき全額の弁済を受けたこと。

本項(a)にいう「すべての債権が、その債権額につき全額の弁済を受けたこと」とは、会社法の規定に従って株主への残余財産の分配を開始する直前までに弁済すべき債権が全額の弁済を受けたことを意味するものとする。

2. **借入人**について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、または会社更生手続開始の決定がなされ、かつ会社更生手続が継続している場合、または民事再生手続開始の決定がなされ、かつ民事再生手続が継続している場合(ただし、簡易再生および同意再生の場合は除く。)には、**貸出人**の**借入人**に対する本契約に基づく元本及び利息(繰延利息を含む。但し、上記の破産手続開始の決定または会社更生手続開始の決定または民事再生手続開始の決定前に期限の到来した利息、繰延利息は除く。以下本条において同じ。)の支払請求権の効力は、本条第1項(a)、(b)または(c)の事実の発生を停止条件とし、そのいずれかの条件が成就したときに発生するものとする。

本契約に基づく元本及び利息の支払請求権の効力が、本項に従って発生していないにもかかわらず、その元本または利息の全部または一部が**貸出人**に対して支払われた場合には、その支払は無効とし、**貸出人**はその受領した元本または利息を直ちに**借入人**に返還するものとする。**借入人**について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、または会社更生手続開始の決定がなされ、かつ会社更生手続が継続している場合、または民事再生手続開始の決定がなされ、かつ民事再生手続が継続している場合(ただし、簡易再生および同意再生の場合は除く。)には、**貸出人**は、**借入人**に対して負う債務と本契約に基づく元本及び利息にかかる債権とを相殺してはならないものとする。

借入人について破産手続が開始された場合、当該破産手続における**貸出人**の**借入人**に対する本契約に基づく元本及び利息の支払請求権の配当の順位は、破産法に規定する劣後的破産債権に後れるものとする。

3. 本条第1項及び第2項に従い**貸出人**が**借入人**に対し本契約に基づく元本及び利息の支払を請求した時点で、残余財産分配につき優先権を有する**借入人**発行の優先株が存在する場合には、**貸出人**が**借入人**に対して支払を請求しうる額は、本契約に基づく元本及び利息ならびに支払の請求に関し本条第1項ないし第3項と実質的に同じ(ただし、民事再生手続が開始した場合に関する

定めを除き本条と同一の約款を付された債権を含む。) または劣後する約款の付された債権を上記優先株のうち残余財産分配につき最も優先する優先株とみなした場合に上記元本及び利息に分配されるであろう金額に減額されるものとする。

4. 本条第1項ないし第3項の規定は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更してはならず、そのような変更の場合はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。上位債権者とは、借入人に対する本契約に基づく支払請求権ならびに支払の請求に関し本条第1項ないし第3項と実質的に同じ(ただし、民事再生手続が開始した場合に関する定めを除き本条と同一の約款を付された債権を含む。) または劣後する約款の付された債権を除く債権を有するすべての者をいう。

(無担保契約)

本金銭消費貸借契約は無担保とし、本契約締結日以降においても、いかなる形態においても、本契約に基づく債務の弁済を担保するための担保権を設定することはできない。

本ファイルでは、当行の 100%出資子会社でオランダ領キュラソーに設立された BTMU (Curacao) Holdings N.V. が発行した劣後債に関する契約内容を、取引種類毎にまとめて記載しております。対象となる劣後債は、掲載順に以下のとおりです。

- ・ 期限付劣後債（期限前償還条項有）のうち、変動利付のもの
- ・ 期限付劣後債（期限前償還条項有）のうち、固定／変動利付のもの
- ・ 期限付劣後債（任意期限前償還条項無）のうち、固定利付のもの
- ・ 期限付劣後債（任意期限前償還条項無）のうち、変動利付のもの
- ・ 永久劣後債（期限前償還条項有）のうち、固定／変動利付のもの

なお、当該劣後債はユーロ MTN プログラムから発行されております。社債要項に相当する契約条項はこの MTN プログラムに定められておりますので、ウェブページ上に別添の「当行ユーロ MTN プログラムの目論見書 (Prospectus)」(2011 年 8 月 31 日改訂版) についてもあわせてご参照下さい。

以下に掲載する各明細の項目番号 8「自己資本に係る基礎項目の額に算入された額」の数値は、平成 24 年 3 月 30 日公布金融庁告示第 28 号（「銀行法第 14 条の 2 に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件」）の附則第 3 条に定める経過措置による算入制限を反映しておりません。同経過措置については、ウェブページに別添の『「自己資本に係る基礎項目の額に算入された額」に関する注記』をご参照下さい。

期限付劣後債（期限前償還条項有）のうち、変動利付のもの

1	発行者	BTMU (Curacao) Holdings N.V.
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	英国法 (ただし、劣後条項に関しては、 キュラソー法及び日本法に従う)
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	(不算入)
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱UFJフィナンシャル・グループ 三菱東京UFJ銀行
7	銘柄、名称又は種類	海外特別目的会社による ユーロMTNプログラムからの 劣後債発行
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	20億円
	単体自己資本比率	20億円
9	額面総額 (本類型に分類される取引の総額)	20億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	—
12	償還期限の有無	有
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	有
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由の場合(*)、当局の事前承認を得た上で元本全額弁済 (*) ⇒ 欄外の注釈ご参照
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	初回償還可能日以降に到来する いずれかの利払日

(次ページへ続く)

(*) 税務事由とは、「社債発行後の税制変更により、自己の支配の及ばない理由で、源泉徴収、控除等によりグロスアップのための追加金額の支払いが必要となったとき」をいいます。

	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	変動
18	配当率又は利率 (同種取引の加重平均利率で、小数点第三位以下は四捨五入)	当初の変動金利： 6ヵ月円 LIBOR+0.30% 初回償還可能日以降の変動金利： 6ヵ月円 LIBOR+1.80%
19	配当等停止条項の有無	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	有
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	—
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	無
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	有
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項
38	その他の特約等	「劣後特約」、「担保および保証の有無」、「財務上の特約」及び「期限の利益喪失に関する特約」： ウェブページに別添の「当行ユーロMTNプログラムの目論見書(Prospectus)」(2011年8月31日改訂版)の社債要項(Terms and Conditions of the Notes)をご参照下さい。

期限付劣後債（期限前償還条項有）のうち、固定／変動利付のもの

1	発行者	BTMU (Curacao) Holdings N.V.
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	英国法 (ただし、劣後条項に関しては、 キュラソー法及び日本法に従う)
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	(不算入)
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱UFJフィナンシャル・グループ 三菱東京UFJ銀行
7	銘柄、名称又は種類	海外特別目的会社による ユーロMTNプログラムからの 劣後債発行
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	20億円
	単体自己資本比率	20億円
9	額面総額 (本類型に分類される取引の総額)	20億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	—
12	償還期限の有無	有
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	有
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由の場合(*)、当局の事前承認を得た上で元本全額弁済 (*) ⇒ 欄外の注釈ご参照
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	初回償還可能日以降に到来する いずれかの利払日

(次ページへ続く)

(*) 税務事由とは、「社債発行後の税制変更により、自己の支配の及ばない理由で、源泉徴収、控除等によりグロスアップのための追加金額の支払いが必要となったとき」をいいます。

	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定から変動
18	配当率又は利率 (同種取引の加重平均利率で、小数点第三位以下は四捨五入)	固定金利部分 : 2.33% 変動金利部分 : 6ヵ月円 LIBOR+2.27%
19	配当等停止条項の有無	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	有
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	—
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	無
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	有
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項
38	その他の特約等	「劣後特約」、「担保および保証の有無」、「財務上の特約」及び「期限の利益喪失に関する特約」: ウェブページに別添の「当行ユーロMTNプログラムの目論見書(Prospectus)」(2011年8月31日改訂版)の社債要項(Terms and Conditions of the Notes)をご参照下さい。

期限付劣後債（任意期限前償還条項無）のうち、固定利付のもの

1	発行者	BTMU (Curacao) Holdings N.V.
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	英国法 (ただし、劣後条項に関しては、 キュラソー法及び日本法に従う)
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	(不算入)
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱UFJフィナンシャル・グループ 三菱東京UFJ銀行
7	銘柄、名称又は種類	海外特別目的会社による ユーロMTNプログラムからの 劣後債発行
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	321億円
	単体自己資本比率	321億円
9	額面総額 (本類型に分類される取引の総額)	324億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	—
12	償還期限の有無	有
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	特別早期償還特約のみ有
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由の場合(*)、当局の事前承認を得た上で元本全額弁済 (*) ⇒ 欄外の注釈ご参照
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—

(次ページへ続く)

(*) 税務事由とは、「社債発行後の税制変更により、自己の支配の及ばない理由で、源泉徴収、控除等によりグロスアップのための追加金額の支払いが必要となったとき」をいいます。

	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定
18	配当率又は利率 (同種取引の加重平均利率で、小数点第三位以下は四捨五入)	円建金利のもの : 2.62% 米ドル建金利のもの : 5.10%
19	配当等停止条項の有無	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	—
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	無
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	有
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項
38	その他の特約等	「劣後特約」、「担保および保証の有無」、「財務上の特約」及び「期限の利益喪失に関する特約」: ウェブページに別添の「当行ユーロMTNプログラムの目論見書(Prospectus)」(2011年8月31日改訂版)の社債要項(Terms and Conditions of the Notes)をご参照下さい。

期限付劣後債（任意期限前償還条項無）のうち、変動利付のもの

1	発行者	BTMU (Curacao) Holdings N.V.
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	英国法 (ただし、劣後条項に関しては、 キュラソー法及び日本法に従う)
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	(不算入)
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱UFJフィナンシャル・グループ 三菱東京UFJ銀行
7	銘柄、名称又は種類	海外特別目的会社による ユーロMTNプログラムからの 劣後債発行
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	150億円
	単体自己資本比率	150億円
9	額面総額 (本類型に分類される取引の総額)	150億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	—
12	償還期限の有無	有
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	特別早期償還特約のみ有
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由の場合(*)、当局の事前 承認を得た上で元本全額弁済 (*) ⇒ 欄外の注釈ご参照
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—

(次ページへ続く)

(*) 税務事由とは、「社債発行後の税制変更により、自己の支配の及ばない理由で、源泉徴収、控除等によりグロスアップのための追加金額の支払いが必要となったとき」をいいます。

	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	変動
18	配当率又は利率 (同種取引の加重平均利率で、小数点第三位以下は四捨五入)	6 ヶ月円 LIBOR+0.15%
19	配当等停止条項の有無	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	—
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	無
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	有
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項
38	その他の特約等	「劣後特約」、「担保および保証の有無」、「財務上の特約」及び「期限の利益喪失に関する特約」： ウェブページに別添の「当行ユーロ M T N プログラムの目論見書 (Prospectus)」(2011年8月31日改訂版)の社債要項 (Terms and Conditions of the Notes) をご参照下さい。

永久劣後債（期限前償還条項有）のうち、固定／変動利付のもの

1	発行者	BTMU (Curacao) Holdings N.V.
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	英国法 (ただし、劣後条項に関しては、 キュラソー法及び日本法に従う)
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	(不算入)
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱UFJフィナンシャル・グループ 三菱東京UFJ銀行
7	銘柄、名称又は種類	海外特別目的会社による ユーロMTNプログラムからの 劣後債発行
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	100億円
	単体自己資本比率	100億円
9	額面総額 (本類型に分類される取引の総額)	100億円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	—
12	償還期限の有無	無
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	有
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由の場合(*)、当局の事前承認を得た上で元本全額弁済 (*) ⇒ 欄外の注釈ご参照
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	初回償還可能日以降に到来する いずれかの利払日

(次ページへ続く)

(*) 税務事由とは、「社債発行後の税制変更により、自己の支配の及ばない理由で、源泉徴収、控除等によりグロスアップのための追加金額の支払いが必要となったとき」をいいます。

	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定から変動
18	配当率又は利率 (同種取引の加重平均利率で、小数点第三位以下は四捨五入)	固定金利部分 : 3.27% 変動金利部分 : 6ヵ月円 LIBOR+3.50%
19	配当等停止条項の有無	有
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	部分裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	有
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	有
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	無
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	上位劣後債務 (期限付劣後債務)
36	非充足資本要件の有無	有
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項
38	その他の特約等	「弁済の条件及び劣後特約」、及び「無担保契約」: ウェブページに別添の「当行ユーロMTNプログラムの目論見書(Prospectus)」(2011年8月31日改訂版)の社債要項(Terms and Conditions of the Notes)をご参照下さい。

本ファイルでは、当行の海外連結子会社が発行した劣後債等に関する契約内容を、取引種類毎にまとめて記載しております。対象となる劣後債等は、以下のとおりです。

・Pacific Capital Statutory Trust I（注1）発行の Trust Preferred 証券（注2）

（注1） Trust Preferred 証券発行のため、米国デラウェア州法に基づき設立されたビジネストラストです。

（注2） Trust Preferred 証券（トラスト型優先証券）は、2012年までの米国自己資本規制下では Tier1 資本としての算入が認められていた証券です。

当行ではバーゼルⅢ規制上の適格旧 Tier2 資本調達手段として自己資本に算入しております。

以下に掲載する各明細の項目番号 8「自己資本に係る基礎項目の額に算入された額」の数値は、平成 24 年 3 月 30 日公布金融庁告示第 28 号（「銀行法第 14 条の 2 に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件」）の附則第 3 条に定める経過措置による算入制限を反映しておりません。同経過措置については、ウェブページに別添の『「自己資本に係る基礎項目の額に算入された額」に関する注記』をご参照下さい。

Pacific Capital Statutory Trust I (PCST I) 発行の Trust Preferred 証券

1	発行者	Pacific Capital Statutory Trust I
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	米国法 (ニューヨーク州法)
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	(不算入)
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱UFJ フィナンシャル・グループ 三菱東京UFJ銀行 MUFG Americas Holdings Corporation
7	銘柄、名称又は種類	米国における Trust Preferred 証券
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	36 百万米ドル
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	39 百万米ドル
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	—
11	発行日	2006 年 7 月 5 日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	2036 年 9 月 15 日
14	償還等を可能とする特約の有無	有
15	初回償還可能日及びその償還金額	・ 2011 年 9 月の配当支払日 ・ 額面金額で償還
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	資本事由 (資本適格事由)、1940 年 Investment Company Act 抵触事由、又は税務事由 / 特別事由の場合、当局の事前承認を得た上で、元本全額償還可。 尚、償還価額は本証券に定められた Special Redemption Price による。
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	2011 年 12 月以降の配当支払日
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	変動
18	配当率又は利率	3 ヶ月米ドル LIBOR+1.70%
19	配当等停止条項の有無	有
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	部分裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	有

(次ページへ続く)

23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	無
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	上位劣後債務 (期限付劣後債務)
36	非充足資本要件の有無	有
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項
38	その他の特約等	「配当支払に関する特約」、「劣後特約及び弁済の条件」： 以下の『Trust Preferred 証券に係る Indenture 抜粋 (PCST I 用)』をご参照下さい。

『Trust Preferred 証券に係る Indenture 抜粋』(PCST I 用)

(注記：以下において、「the Company」とは Trust Preferred 証券の元利払いを最終的に担保することにより、当該証券による調達を自己資本比率に算入している銀行乃至銀行持株会社を指します。)

(配当支払に関する特約)

So long as no Event of Default has occurred and is continuing, the Company shall have the right, from time to time, and without causing an Event of Default, to defer payments of interest on the security by extending the interest payment period on the security at any time and from time to time during the term of the security, for up to 20 consecutive quarterly periods (each such extended interest payment period, an “Extension Period”), during which Extension Period no interest (including additional interest) shall be due and payable (except any additional sums that may be due and payable). No Extension Period may end on a date other than an interest payment date. During an Extension Period, interest will continue to accrue on the security, and interest on such accrued interest will accrue at an annual rate equal to the interest rate in effect for such Extension Period, compounded quarterly from the date such interest would have been payable were it not for the Extension Period, to the extent permitted by law (such interest referred to herein as “Additional Interest”). At the end of any such Extension Period the Company shall pay all interest then accrued and unpaid on the security (together with Additional Interest thereon); provided, however, that no Extension Period may extend beyond the maturity date; provided further, however, that during any such Extension Period, the Company shall not and shall not permit any affiliate to (i) declare or pay any dividends or distributions on, or redeem, purchase, acquire, or make a liquidation payment with respect to, any of the Company’s or such affiliate’s capital stock (other than payments of dividends or distributions to the Company) or make any guarantee payments with respect to the foregoing or (ii) make any payment of principal of or interest or premium, if any, on or repay, repurchase or redeem any debt securities of the

Company or any affiliate that rank *pari passu* in all respects with or junior in interest to the security (other than, with respect to clauses (i) or (ii) above, (a) repurchases, redemptions or other acquisitions of shares of capital stock of the Company in connection with any employment contract, benefit plan or other similar arrangement with or for the benefit of one or more employees, officers, directors or consultants, in connection with (以下省略)

“Event of Default,” wherever used herein, means any one of the following events (whatever the reason for such Event of Default and whether it shall be voluntary or involuntary or be effected by operation of law or pursuant to any judgment, decree or order of any court or any order, rule or regulation of any administrative or governmental body):

(a) the Company defaults in the payment of any interest upon any security, including any Additional Interest in respect thereof, following the nonpayment of any such interest for twenty or more consecutive distribution periods; or

(b) the Company defaults in the payment of all or any part of the principal of (or premium, if any, on) any security as and when the same shall become due and payable either at maturity, upon redemption, by declaration of acceleration or otherwise; or

(c) the Company defaults in the performance of, or breaches, any of its covenants or agreements in this Indenture or in the terms of the security established as contemplated in this Indenture (other than a covenant or agreement a default in whose performance or whose breach is elsewhere in this section specifically dealt with), and continuance of such default or breach for a period of 60 days after there has been given, by registered or certified mail, to the Company by the trustee or to the Company and the trustee by the holders of at least 25% in aggregate principal amount of the outstanding security, a written notice specifying such default or breach and requiring it to be remedied and stating that such notice is a “Notice of Default” hereunder; or

(d) a court of competent jurisdiction shall enter a decree or order for relief in respect of the Company in an involuntary case under any applicable bankruptcy, insolvency, reorganization or other similar law now or hereafter in effect, or appointing a receiver, liquidator, assignee, custodian, trustee, sequestrator (or similar official) of the Company or for any substantial part of its property, or ordering the winding-up or liquidation of its affairs and such decree or order shall remain unstayed and in effect for a period of 90 consecutive days; or

(e) the Company shall commence a voluntary case under any applicable bankruptcy, insolvency, reorganization or other similar law now or hereafter in effect, shall consent to the entry of an order for relief in an involuntary case under any such law, or shall consent to the appointment of or taking possession by a receiver, liquidator, assignee, trustee, custodian, sequestrator (or other similar official) of the Company or of any substantial part of its property, or shall make any general assignment for the benefit of creditors, or shall fail generally to pay its debts as they become due; or

(f) the trust shall have voluntarily or involuntarily liquidated, dissolved, wound-up its business or otherwise terminated its existence except in connection with (i) the distribution of the security to holders of such trust securities in liquidation of their interests in the trust, (ii) the redemption of all of the outstanding trust securities or (iii) certain mergers, consolidations or amalgamations, each as permitted by the declaration.

(劣後特約及び弁済の条件)

The payment by the Company of the principal of, and premium, if any, and interest on this security shall, to the extent and in the manner hereinafter set forth, be subordinated and junior in right of payment to the prior payment in full of all senior indebtedness of the Company, whether outstanding at the date of this Indenture or thereafter incurred.

In the event and during the continuation of any default by the Company in the payment of principal, premium, interest or any other payment due on any senior indebtedness of the Company

following any grace period, or in the event that the maturity of any senior indebtedness of the Company has been accelerated because of a default and such acceleration has not been rescinded or canceled and such senior indebtedness has not been paid in full, then, in either case, no payment shall be made by the Company with respect to the principal (including redemption) of, or premium, if any, or interest on the security.

Upon any payment by the Company or distribution of assets of the Company of any kind or character, whether in cash, property or securities, to creditors upon any dissolution or winding-up or liquidation or reorganization of the Company, whether voluntary or involuntary or in bankruptcy, insolvency, receivership or other proceedings, all amounts due upon all senior indebtedness of the Company shall first be paid in full, or payment thereof provided for in money in accordance with its terms, before any payment is made by the Company, on account of the principal (and premium, if any) or interest on the security. Upon any such dissolution or winding-up or liquidation or reorganization, any payment by the Company, or distribution of assets of the Company of any kind or character, whether in cash, property or securities, to which the security holders or the trustee would be entitled to receive from the Company, except for the provisions of this Article, shall be paid by the Company, or by any receiver, trustee in bankruptcy, liquidating trustee, agent or other person making such payment or distribution, or by the security holders or by the trustee under this Indenture if received by them or it, directly to the holders of senior indebtedness (*pro rata* to such holders on the basis of the respective amounts of senior indebtedness held by such holders, as calculated by the Company) or their representative or representatives, or to the trustee or trustees under any indenture pursuant to which any instruments evidencing such senior indebtedness may have been issued, as their respective interests may appear, to the extent necessary to pay such senior indebtedness in full, in money or money's worth, after giving effect to any concurrent payment or distribution to or for the holders of such senior indebtedness, before any payment or distribution is made to the security holders or to the trustee.

In the event that, notwithstanding the foregoing, any payment or distribution of assets of the Company of any kind or character, whether in cash, property or securities, prohibited by the foregoing, shall be received by the trustee before all senior indebtedness is paid in full, or provision is made for such payment in money in accordance with its terms, such payment or distribution shall be held in trust for the benefit of and shall be paid over or delivered to the holders of such senior indebtedness or their representative or representatives, or to the trustee or trustees under any indenture pursuant to which any instruments evidencing such senior indebtedness may have been issued, as their respective interests may appear, as calculated by the Company, for application to the payment of all senior indebtedness, remaining unpaid to the extent necessary to pay such senior indebtedness in full in money in accordance with its terms, after giving effect to any concurrent payment or distribution to or for the benefit of the holders of such senior indebtedness.